

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第四条及び附則第三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2・3 （略）

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 (略)

二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の四第一項において「航行廃棄物」という。))並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。))を除く。)

5 この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 (略)

(市町村の処理等)

第六条の二 (略)

2 市町村が行うべき一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。))の収集、運搬及び処分に関する基準(当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。))並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3 7 (略)

(一般廃棄物の無害化処理に係る特例)

第九条の十 石綿が含まれている一般廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある

る性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理（廃棄物を人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがない性状にする処理をいう。以下同じ。）を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該一般廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名または 名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 八（略）

3 七（略）

8 前各項に規定するもののほか、第一項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業者の処理）

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第三項から第五項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に關する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる産業廃棄物を定めた場合に

おける当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 〽 11 (略)

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画

九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について第一項の許可の申請があった場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第四項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

（産業廃棄物の無害化処理に係る特例）

第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについ

て、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名または 名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 八 (略)

3 第八条の四の規定は第一項の認定を受けた者について、第九条の十第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項及び第五項の規定は第一項の認定を受けた者について、同条第六項及び第八項並びに第十条第三項本文及び第四項から第六項までの規定は第一項の認定について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該認定に係る施設」と、「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該施設」と、第九条の十第四項中「第七条第一項若しくは第六項又は第八条第一項」とあるのは「第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項又は第十五条第一項」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、同条第五項中「第七条第十三項、第十五項及び第十六項」とあるのは「第十四条第十二項、第十三項及び第十五項又は第十四条の四第十二項、第十三項及び第十六項」と、「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「産業廃棄物

収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者」と、第十五条第三項本文中「前項」とあるのは「第十五条の四の四第二項」と、同条第四項中「都道府県知事は、産業廃棄物処理施設（政令で定めるものに限る。）について」とあるのは「環境大臣は、」と、「第二項第一号」とあるのは「第十五条の四の四第二項第一号」と、「書類（同項ただし書に規定する場合にあつては、第二項の申請書）」とあるのは「書類」と、同条第五項中「都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と、「市町村の長」とあり、及び「市町村長」とあるのは「都道府県及び市町村の長」と、同条第六項中「当該都道府県知事」とあるのは「環境大臣」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

（輸入の許可）

第十五条の四の五 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 4 （略）

（準用）

第十五条の四の六 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読替は、政令で定める。

2 （略）

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（船舶からの廃棄物の排出の禁止）

第十条 何人も、海域において、船舶から廃棄物を排出してはならない。ただし、次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、この限りでない。

- 一 船舶の安全を確保し、又は人命を救助するための廃棄物の排出
- 二 船舶の損傷その他やむを得ない原因により廃棄物が排出された場合において引き続き廃棄物の排出を防止するための可能な一切の措置をとつたときの当該廃棄物の排出

2 前項本文の規定は、船舶からの次の各号の一に該当する廃棄物の排出については、適用しない。

一・二 （略）

- 三 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許若しくは同法第四十二条第一項の承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられる場所に政令で定める排出方法に関する基準に従つてする排出

四〓六 （略）

3〓6 （略）

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）（抄）

第二条 埋立ヲ為サムトスル者八都道府県知事ノ免許ヲ受クヘシ

2・3 （略）

第四十二条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキ八当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

2・3 （略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）

（産業廃棄物）

第二条 法第二条第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 十一 （略）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの
イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号又並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ ト （略）

十三 (略)

(特別管理産業廃棄物)

第二条の四 法第二条第五項(ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

一 四 (略)

五 特定有害産業廃棄物(次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。)

イ ホ (略)

ヘ 廃石綿等(廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業(建築物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)、別表第三の一の項に掲げる施設において生じたもの(輸入されたものを除く。))及び輸入されたもの(事業活動に伴つて生じたものに限る。))であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。)

ト ン (略)

六 十一 (略)

(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、次によること。

イ（二）略）

ホ 一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。

(1) 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることを表示がされている場所で行うこと。

(2) 積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(3) 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
へ 一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行つてはならないこと。

ト 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。

(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透性の材料で覆うこと。

(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

(ハ) その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

チ 法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画（次号二において「一般廃棄物処理計画」という。

）に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従つて収集し、又は運搬すること。

二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たつては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ・ロ（略）

ハ 一般廃棄物の保管を行う場合には、前号トの規定の例によること。

ニ 一般廃棄物処理計画に基づき再生するために分別し、収集した一般廃棄物は、適正に再生するようにすること。

ホ し尿処理施設に係る汚泥を再生する場合には、環境大臣が定める方法により再生すること。

ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。

三 一般廃棄物の埋立処分に当たつては、第一号イ（又）に規定する場合にあつては、（1）を除く。）及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ・ト（略）

チ 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物を第四条の二第二号口の規定により処分し、又は再生した
ことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するも
のにすること。

リ 感染性一般廃棄物を第四条の二第二号八の規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄
物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

又 ばいじん（集じん施設によつて集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え
殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」
という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。

(1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固型化し、こん包する等
必要な措置を講ずること。

(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずる
こと。

(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等
必要な措置を講ずること。

四・五（略）

第四条の二 法第六条の二第三項の規定による特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）
の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理一般廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及びニの規定の例によるほか
、次によること。

イ）へ（略）

ト 特別管理一般廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホ（２）及び（３）の規定の例によるほか、次によること。

（１） 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理一般廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。

（２） 積替えの場所には、特別管理一般廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

（３） （１）及び（２）に定めるもののほか、当該特別管理一般廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。

チ（略）

リ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、ト（２）及び（３）並びに第三条第一号トの規定の例によること。

二 特別管理一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）又は再生に当たっては、前号イ（１）並びに第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。

イ 特別管理一般廃棄物の保管を行う場合には、前号ト（２）及び（３）並びに第三条第一号トの規定の例によること。

ロ 第一条第二号又は第三号に掲げる廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこ

と。

八 感染性一般廃棄物の処分又は再生を行う場合には、感染性一般廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。

三・四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 産業廃棄物の収集又は運搬に当たっては、第三条第一号イから二までの規定の例によるほか、次に示ること。

イ (略)

ロ 産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホの規定の例によること。

ハ 産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号へ及びトの規定の例によるほか、当該保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

ニ 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、次によること。

イ (略)

ロ 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(3) (2) (1) 第三条第一号トの規定の例によること。

環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。

保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

ハ（略）

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ（ル）に規定する場合にあつては、(1)を除く。）

及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イ（チ（略）

リ 廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。

ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、八からホまで及びヨによるほか、第三条第三号ヌ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヲ 腐敗物（次に掲げるものうち、熱しやく減量十五パーセント以下に焼却したもの及びコンクリート固型化を行ったもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル（当該産業廃棄物のうち、おおむね四十パーセント以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね五十センチメートル）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね五十センチメートル覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

(2) (1) 有機性の汚泥

(2) (1) 第二条第四号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）

(3) (2) 第二条第四号の二に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(4) (3) 第二条第十号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）

(5) (4) 第二条第十一号に掲げる廃棄物（事業活動に伴つて生じたものに限る。）

(6) (5) (1) から (5) までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの

ワ 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行つてはならないこと。

カ 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、第三条第三号トの規定の例によること。

ヨ 八(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、八(1)に掲げるものを除く。）
又は八(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、八(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ

め、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固化すること。
タ 八五に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、八五に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固化すること。

レ 汚泥であつて別表第五の九の項から二二の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第六条の五第一項第三号ツに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする事。

ソ 感染性産業廃棄物を第六条の五第一項第二号ハの規定により処分し、又は再生した事により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ツ 廃ポリ塩化ビフェニル等の第六条の五第一項第二号ニの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ネ ポリ塩化ビフェニル汚染物の第六条の五第一項第二号ホの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ナ ポリ塩化ビフェニル処理物の第六条の五第一項第二号ヘの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする事。

ラ 廃石綿等を第六条の五第一項第二号トの規定により処分し、又は再生した事により生じた廃棄物

の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。

ム ハからラまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

四 (略)

2 (略)

(事業者の産業廃棄物の運搬、処分等の委託の基準)

第六条の二 法第十二条第四項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の処分又は再生にあつては、法第十五条の四の四第一項の許可を受けて輸入された廃棄物以外の廃棄物に限り委託することができることとし、かつ、他人の産業廃棄物の処分又は再生を業として行うことができる者であつて委託しようとする産業廃棄物の処分又は再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

三 五 (略)

(特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条の五 法第十二条の二第一項の規定による特別管理産業廃棄物(法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの(ポリ塩化ビフェニル汚染物を除く。))及び第二条の四第六号から第八号までに掲げる廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

一 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イ、ロ及び二、第四条の二第一号イ

から二まで並びに第六条第一項第一号イの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合には、第三条第一号ホ(2)及び(3)並びに第四条の二第一号ト(1)から(3)までの規定の例によること。

ハ (略)

ニ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、第三条第一号ト並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によるほか、当該保管する特別管理産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における一日当たりの平均的な搬出量に七を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

二 特別管理産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)又は再生に当たっては、第三条第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ並びに第四条の二第一号イ(1)の規定の例によるほか、次によること。

イ ト (略)

チ 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。

(1) 第三条第一号ト並びに第四条の二第一号ト(2)及び(3)の規定の例によること。

(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。

(3) 保管する特別管理産業廃棄物(当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。)の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量(環境省令で定める場

合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

三 特別管理産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号イ（１）に限る。）
二及びホ並びに第四条の二第一号イ（１）の規定の例によるほか、次によること。

イ（ワ）（略）

カ ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行ふ場合には、イからハまで、タ及びソによるほか、第六条第一項第三号ル（同号ハからホまで及びヨに係る部分を除く。）の規定の例によること。

ヨ（ネ）（略）

四（略）

2（略）

（産業廃棄物処理施設）

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

一（十三）（略）

十四 産業廃棄物の最終処分場であつて次に掲げるもの

イ 第六条第一項第三号ハ（１）から（５）まで及び第六条の五第一項第三号イ（１）から（６）までに掲げる産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所

ロ 安定型産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地を除く。）

ハ イに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（水面埋立地にあつては、主としてイに規定する産業廃棄物及び安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の

埋立処分の用に供される場所として環境大臣が指定する区域に限る。）

（縦覧等を要する産業廃棄物処理施設）

第七条の二 法第十五条第四項の政令で定める産業廃棄物処理施設は、前条第三号、第五号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げるものとする。

（産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え）

第七条の六 法第十五条の四の六第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（略）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）（抄）

（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）

第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一（七）（略）

八 廃棄物処理令第二条の四第五号ワ、第七号及び第十号に掲げる廃棄物（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

九 廃棄物処理令第二条の四第八号及び第十一号に掲げる廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第三号八(5)若しくは同号レ若しくは第六条の五第一項第三号イ(5)若しくは同号ツに規定する汚泥若しくはこれらの汚泥を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限り。)を排出する場合においては、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十 廃棄物処理令第一条第一号に規定する部品を含む廃エアコンデyshoナー、廃テレビジョン受信機又は廃電子レンジを排出する場合においては当該部品を除去し、廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物(廃棄物処理令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。)及びポリ塩化ビフェニル処理物を排出する場合においては廃棄物処理令第六条の五第一項第三号チから又までの規定により処理した状態にして排出すること。

十一 廃棄物処理令第一条第二号若しくは第三号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第九号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号チに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十二 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第八号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限り。)を排出する場合には、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十三 感染性産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。)を排出する場合には、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により

生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ソに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十四 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ラに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の五第一項第二号トの規定による処理を行わないで排出する場合には、同項第三号ルの規定の例により排出すること。

十五 廃酸又は廃アルカリで廃棄物処理令別表第五の下欄に掲げる物質を含むもの（国内において生じた廃酸又は廃アルカリにあつては、同表の中欄に掲げる施設を有する工場又は事業場において生じた廃酸又は廃アルカリでそれぞれ同表の下欄に掲げる物質を含むものに限る。）（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）を排出する場合には、環境省令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

十六 廃棄物を次項各号に掲げる廃棄物の埋立場所等として同項に規定する必要な措置が講じられている埋立場所等に排出する場合には、当該埋立場所等の護岸その他の施設に設けられている余水吐きから同項各号に掲げる廃棄物及びその水質が環境省令で定める基準に適合しない海水が流出しないよう必要な措置を講じた上で排出すること。

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海岸（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号ま

でに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されて
いる場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕
切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排
出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄
物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐き
から流出する海水でその水質が環境省令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一・二（略）

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ヨ及び第六条の五第一項第三号タに規定する廃棄物

四・五（略）

3）5（略）

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）

（特例）

第四条 法第四十八条第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第一の一の項の中
欄に掲げる貨物については、この限りでない。

2 第二条の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第二の三五の三の項（一）及び（六）
並びに三七から四五までの項の中欄に掲げる貨物（同表の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物
にあつては経済産業大臣が告示で定めるもの）に限り、同表の四二の項の中欄に掲げる貨物にあつては向精
神薬であつて麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十条の十一第二号の規定に該当

する者が輸出するものを除く。) については、この限りでない。

一・二 (略)

三 別表第二の三五の二の項(二)に掲げる貨物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号)第十条第二項(同法第十五条の四の六第一項)において準用する場合を含む。
()に規定する者が輸出しようとするとき。

四 (略)

3・4 (略)